

第5回「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会(R2.12.17開催)」における 議論の概要について

1 議事概要

(1) 将来の近江鉄道線のあり方(案)について(会議資料は「資料1」のとおり)

【提案の概要】

- ① **存続形態**
令和3年度から令和5年度までを運営改善期間とし、令和6年度から「公有民営」方式による上下分離へ移行する。
- ② **運営改善期間の取組**
令和3年度から令和5年度までの3年間の運営改善期間では、数値目標を設定し、沿線自治体、鉄道事業者、沿線住民等が一体となって、利便性向上策や利用促進策に取り組むこととする。
- ③ **自治体の費用負担**
 - ア **県と市町の負担割合**
県：沿線市町＝1：1とする。
 - イ **沿線市町間の負担割合**
「駅数(50%)、営業キロ(20%)、住民定期利用者数(30%)」の3つの指標に基づき、沿線市町間の負担割合を定める。

【協議結果】

- 上記「①、②、③ア」については、提案どおり承認。
- 上記「③イ」については、米原市長からの意見により継続審議。

<米原市長の意見>

「3つの指標のうち営業キロについては、既に市の負担でレールなどの整備を行い、修繕の必要のない区間があるため、その分については差し引くべき。」



次回法定協議会(令和3年3月開催予定)において、あらためて協議予定

(2) 地域公共交通計画の基本方針と目標(案)について(会議資料は「資料2」のとおり)

次回法定協議会(令和3年3月予定)における当該計画の骨子案の提案に向けて、計画のたたき台(下記ア～オ)の概要を提示し、委員の意見を伺った。

ア) 地域公共交通の課題

- 課題①：沿線市町のまちづくりに資する地域公共交通ネットワークの形成
- 課題②：事業者・自治体・沿線住民が一体となった近江鉄道線の安定的な運行体制の実現
- 課題③：利便性の高い地域公共交通サービスの提供による通勤・通学需要の維持
- 課題④：観光・集客資源等と連携した地域公共交通の利用促進
- 課題⑤：地域公共交通を自ら守り、育てようとする機運の醸成
- 課題⑥：公共交通機関の利用による環境負荷の低減

イ) 地域公共交通の将来像と基本方針(案)

い) 地域公共交通の将来像(案)

県東部地域の豊かな暮らしを支え、人々の交流や出会いを生み出す、近江鉄道線を軸とする持続可能な地域公共交通ネットワーク

ii) 将来像実現のための基本方針と取組の方向性(案)

- 1) 近江鉄道線を再生・活性化する
 - ① 近江鉄道線の利便性向上
 - ② 「公有民営」方式の上下分離による近江鉄道線の事業構造の変更
- 2) 近江鉄道線の二次交通を充実する
 - ① 二次交通ネットワークの維持・確保
 - ② 二次交通の利便性向上
- 3) 近江鉄道沿線のまちづくりを進め、地域を活性化する
 - ① 過度に自家用車に依存しないまちづくりの推進
 - ② 沿線地域の活性化
- 4) 関係者が連携・協働して地域公共交通利用を促進する
 - ① 地域公共交通の利用の意識醸成
 - ② 各種施策を推進・支援するための体制構築

ウ) 計画の期間(案)

計画期間	令和3(2021)年度～令和15(2033)年度：13年間
------	-------------------------------

エ) 計画の目標(案)

	指標
1	近江鉄道線の利用者数(定期・定期外・全体)
2	近江鉄道線の鉄道事業の営業収支・自治体負担額
3	補助対象路線(バス・デマンド型交通)の利用者数等
4	近江鉄道線に接続するバス・デマンド型交通の利用者数
5	沿線市町の自動車の交通分担率
6	沿線市民の公共交通に対する利用満足度

オ) 目標達成に向けた施策・事業(案)

施策(案)	個別の具体的な取組の一例
利用しやすい料金設定	・通学定期券の購入補助 ・割引乗車券・企画乗車券の導入 等
バス・デマンド型交通のネットワークの維持・確保	・近江鉄道駅を基点とする路線の地域公共交通確保維持事業の実施 等
駅周辺のにぎわいの創出	・駅周辺への施設誘致、住宅開発誘導 ・まちづくりや観光拠点としての駅施設の有効活用 等
地域公共交通に接したり、考えたりする機会の向上	・交通環境学習、乗り方教室等の実施 ・官公庁・沿線企業の通勤における公共交通利用促進 等

【主な委員の意見】

- (沿線の)土地利用方針を県の都市計画に反映いただきたい。
- 二次交通については、当計画でカバーしきれない部分を各市町の地域公共交通計画で策定いただきたい。
- 計画の目標指標として、従業員人口、昼間人口、夜間人口等を加えてはどうか。

2 今後の主な予定について

令和3年3月22日	第6回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会(法定協議会) ・近江鉄道線の沿線市町の負担割合について【継続審議事項】 ・地域公共交通計画の骨子案について
令和3年8月(予定)	地域公共交通計画の策定